

取扱い職種の範囲の明示

株式会社ゼフィロス

代表取締役社長 荒井 虎史

職業安定法第 32 条の 13、職業安定法施行規則第 24 条の 5 に則り、下記の項目を明示します。内容をご確認ください。

記

求職者のみなさまへ

取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

当社の全事業所で取り扱う職種の範囲：全職種（港湾運送業務、建設業務を除く）

取扱い地域の範囲：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、静岡県

手数料に関する事項

求職受付の際、手数料は一切頂きません。

求職者の情報に関する事項

求職者情報の取扱いは、職業紹介責任者の比嘉 正智となります。

求職者の情報は職業紹介事業に係るものに限りません。

個人情報の取扱いに関する事項

個人情報の取扱いは、職業紹介責任者の比嘉 正智となります。

当社は、個人情報に関して、当該情報の本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき、本人が有する資格や職業経験など客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います。さらに、これに基づき訂正の請求があった場合には、当該請求が客観的事実に合致する時は、遅滞なく訂正いたします。

苦情処理に関する事項

苦情処理の責任者は、職業紹介責任者の比嘉 正智となります。

苦情の申出があった場合は、職業安定機関及び他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、迅速かつ適切に処理します。

記

求人者のみなさまへ

取り扱うべき職種の範囲その他業務の範囲

当社の全事業所で取り扱う職種の範囲：全職種（港湾運送業務、建設業務を除く）

取扱い地域の範囲：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、静岡県

手数料に関する事項

求人受付の際、事務手数料は、一切頂きません。

職業紹介の報酬は以下の通り、求人者より申し受けます。

※法令に基づいて管轄省庁に届け出ている手数料率を下記の通り明示しています。

届け出る手数料率は上限であり、実際の手数料については求人者と別途利用申込書・契約書等にて取り交わすものとなります。

サービスの種類および内容

求人・求職の申込みを受理した時以降求人・求職者に提供する紹介のサービスおよび求人と求職の照合その他紹介のサービスに付随するサービス

手数料の額

当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の30%

求人者の情報に関する事項

求人者情報の取扱いは、職業紹介責任者の比嘉 正智となります。

求人者の情報は職業紹介事業に係るものに限りします。

個人情報の取扱いに関する事項

個人情報の取扱いは、職業紹介責任者の比嘉 正智となります。

当社は、個人情報に関して、当該情報の本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき、本人が有する資格や職業経験など客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行います。さらに、これに基づき訂正の請求があった場合には、当該請求が客観的事実に合致する時は、遅滞なく訂正いたします。

苦情処理に関する事項

苦情処理の責任者は、職業紹介責任者の比嘉 正智となります。

苦情の申出があった場合は誠意をもって対応いたします。

なお、労働者の賃金については、労働基準法第 24 条の定めにより、労働者へ直接お支払ください。

返戻金制度に関する事項

以下のいずれかの事由が発生した場合には、当該事由の発生日から 1 ヶ月以内にこれを通知し、当該応募者に係るコンサルティングフィーを下記の要領に従い算定することを求めることができるものとする。この場合において、乙は、当該求めに理由があると判断する場合には、コンサルティングフィーの額から下記の要領に従い算定した額を控除して請求し、または、下記の要領に従い算定した額を返還するものとする。

- (1) 入社当日までに本人の意志により内定辞退に至った場合
- (2) 以下に定める事由により内定を取り消した場合
 - ① 求職者が刑事事件で逮捕若しくは基礎されたとき
 - ② その他内定を取り消されてもやむを得ない事由があったとき
- (3) 入社後、明らかに当該求職者の責による理由によって懲戒解雇され、労働基準監督署の解雇予告除外認定を受けた場合
- (4) 求職者が自己都合によって退職した場合

記

入社日から 14 日以内 コンサルティングフィーの 80% (消費税別)
入社日から 1 ヶ月以内 コンサルティングフィーの 50% (消費税別)
入社日から 3 ヶ月以内 コンサルティングフィーの 25% (消費税別)
但し、当該応募者の退職理由が以下に記載する場合のときには、コンサルティングフィーの減額または返還を行わないものとする。

- (1) 求人票と異なる労働条件で雇用契約の締結をした場合
- (2) 求人票と異なる労働条件で雇用契約を締結したために退職をした場合
- (3) 求人票と異なる労働条件の変更を求めたために退職に至った場合
- (4) 雇用条件の内容が法令に反しているものであり、それにより退職に至った場合
- (5) あきらかに求人者の責によって退職に至った場合
- (6) 全各号の事由発生日から 1 ヶ月以内にこれを書面で通知しなかった場合

以上

【お問合せ先】

株式会社ゼフィロス

人材事業部

部長：比嘉 正智

〒105-0012 東京都港区芝大門 1-5-12 芝大門松本ビル 2 階

TEL：03-5425-6250